

第71回 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会

日 時 平成27年11月19日(木)

15:30～17:10

場 所 島根県民会館 3階 大会議室

○溝口会長 それでは、時間となりましたので、会議を始めたいと思いますが、溝口でございますが、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、委員の方々を初め、多くの皆様にご出席いただき、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

島根原発の安全対策協議会、この会でございますが、いわゆる安対協につきましては、中国電力から平成25年12月に2号機の新規制基準適合性確認審査を規制委員会に申請をするということで、私どものほうに事前了解の願いが出されたのを受けまして、この安対協を開催したわけでございますが、それ以来、約2年ぶりの開催となるわけでございます。

この間の動きを見ますと、2号機の規制委員会によります適合性確認審査はその後も継続中でありまして、まだ審査終了の見通しは立っておりません。また、1号機は本年4月末に営業運転が停止、終了となりましたが、原子炉の廃止措置計画を出さなければならぬわけでありまして、これに係る事前了解願はまだ提出をされていないという状況でございます。

こうしたことから安対協は開催をしておりませんでした。皆さんご承知のとおり、本年6月30日に、島根原発の低レベル放射性廃棄物の不適切処理の問題が明らかとなりました。8月5日に、原子力規制委員会はこの問題を保安規定違反の監視と判定され、今後、保安検査等で改善状況を確認する方針を表明されております。9月11日に、中国電力はこの事案の事実関係や原因分析についての調査結果や、再発防止策をまとめた報告書を提出し、公表したところでございます。

こうした状況を踏まえまして、現状を県民の皆様にはわかりやすくお知らせすることが必要と考え、一般の方々も参加できるよう、本日、安対協を開催することとなったものでございます。

この問題につきましては、平成19年及び平成22年の中国電力の不適切事案がございまして、その再発防止対策が行われる中で起こったものでありまして、私どもとしても大

変重く受け止めておるところでございます。

県としましては、こうしたことが二度と起こらないよう、原子力規制委員会の監視のもと、中国電力は再発防止対策に確実に取り組むことが重要と考えておりまして、中国電力に対しましては、その事案が起きた後、直ちに第三者を入れて調査を行い、再発防止策に全力を挙げて取り組むことや、調査結果や再発防止策の実施状況について、県民の方々、関係自治体等にわかりやすく説明を行うことなどを申し入れたところでございます。また、原子力規制委員会に対しましては、徹底した指導、監督を行うことなどをこれまで申し入れておりますが、実は、一昨日も東京で、規制庁の新しい長官、清水長官に面会して申し入れを行ったところでございます。そして、事案の発生状況や調査報告の内容等を確認するため、これまでに松江市と合同で3回の立入調査を実施しております。

本日は、こうした問題に対しまして、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、一般の参加の皆様方からも質疑の時間を設けておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、若干、長くなりましたけれども、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○岸川部長 失礼いたします。議事進行を務めさせていただきます、島根県の防災部長、岸川でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

では早速、本日の議題の最初、1番目であります、島根原発の流量計問題に入りたいと思いますが、その前に、議事の進め方につきまして、皆様をお願いを申し上げます。この流量計問題につきまして、まずは中国電力から報告書の内容ですとか、再発防止対策の進捗状況につきまして説明を受けます。その後、規制委員会、きょう、島根の規制事務所から所長さんいらっしゃっております。国の保安検査等の状況についてご説明をいただきます。そして、3番目に、県としてどう取り組んできたか、あるいは今後どうするのかというところについて、一括説明をさせていただきたいと思っております。その後、委員の皆様方から質疑をお願いしたいと思っております。その後、時間の許す範囲で、先程知事も申し上げましたが、一般参加の方々も交えて質疑応答の時間を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、中国電力さん、お願いいたします。

○古林本部長 中国電力、島根原子力本部長の古林でございます。

初めに説明に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会の皆様方には、平素から当社事業運営に対し、ご理解、ご協力を賜っております。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

島根原子力発電所における、低レベル放射性廃棄物のモルタル充填作業に用いる流量計問題につきまして、地域の皆様を初め、多くの皆様の信頼を失うこととなり、改めてお詫びを申し上げます。

本件は、平成19年の発電設備総点検、それから平成22年の島根原子力発電所における点検不備問題を受けて、さまざまな再発防止対策、特にコンプライアンス最優先の業務、原子力安全文化の醸成活動を進める中で、発生しました問題でございます。当社としましても、極めて重く受けとめております。当社は、事象発生後、外部第三者を含めました体制を構築いたしまして、事実関係の調査、確認、原因の分析、再発防止対策の検討を進めてまいりました。

先程ご紹介いただきましたとおり、9月11日に報告書を取りまとめ、皆様にご報告させていただいたところでございます。調査の結果、本件は流量計の校正を単に失念しただけに終わらず、自らのミスを隠すために記録の写しを不正に作成するなど、不適切な行為を行っていたことが判明いたしました。また、組織としてもその事実を防止することができず、大変重く受け止めております。

当社は今後、このような事態を発生させることがないように、業務管理の仕組みや業務運営の改善、さらには原子力安全文化醸成活動の推進など、再発防止対策を策定いたしました。現在、固型化設備稼働前の確認プロセスの改善、管理記録作成手順書の見直しを行うなど、管理職を対象としましたマネジメント研修、あるいは全発電所員を対象とした事例研修を進めておるところでございます。当社といたしましては、策定いたしました再発防止対策を確実に進め、地域の皆様からの信頼回復に努めてまいりたいと存じております。引き続きのご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

○長谷川副本部長 島根原子力本部の長谷川でございます。

それでは資料1に基づき、ご説明をしたいと思います。

まずは、3ページ目をご覧ください。原子力発電所を運転いたしますと、気体、液体、固体といった、放射性廃棄物が発生してまいります。この図は其中で、特に固体の廃棄物の処理フローを示したものでございます。今回、問題になりましたのは、右下の、赤枠で囲っております固型体でございます。特に、固体の放射性廃棄物につきましては、まずは200L入りのドラム缶に詰める前にいわゆる減容処理を行います。金属につきましては、溶融炉という設備で溶かしてかさを減らします。溶けないようなプラスチック類といったものは細かく刻み、直接ドラム缶に詰め、モルタルで充填するといった処理を行うものでございます。

4ページ目をご覧ください。処理いたしましたドラム缶の処分施設、こちらが、日本原燃が操業し、青森県六ヶ所村にございます、低レベル放射性廃棄物埋設センターでございます。ご覧のように、浅い部分にドラム缶を重ねて埋め、その上にコンクリートの蓋、さらには盛り土をするといった処分方法でございます。既に20年以上の良好な運転実績がございまして、当社からも約1万8,000本に及ぶドラム缶を搬出してございます。今年の9月、島根原子力発電所から新たに1,240本のドラム缶を、六ヶ所村へ輸送する予定でしたが、本件の発生を受けて輸送を中止し、現在、発電所の中に保管されております。

5ページ目をご覧ください。いわゆる不燃物、金属、プラスチックの充填の様子を示した図でございます。左は金属で、キャニスタという専用容器の中で溶かし、ドラム缶とのすき間をモルタルで充填いたします。右側は金属以外の、塩化ビニールやプラスチックといった廃棄物でございます。細かく裁断いたしまして、直接ドラム缶に詰め、そのすき間をモルタルで充填するものでございます。今回、問題となりましたドラム缶は、こういった性状のものでございます。

6ページ目をご覧ください。この充填固化体の製作のフローを示した図ですけれども、右端、赤枠の部分の問題となった固型化設備のフローでございます。

続いて、7ページ目をご覧ください。こちらが固型化設備のプロセスフローを示したものでございます。この設備は原子炉建屋とは異なりまして、専用の廃棄物処理建屋の中にございます。4階建ての構造をしており、最終的には先程申しております、2階の黄色い200Lのドラム缶に廃棄物とモルタルを充填するというものでございます。そのためには、まず4階にモルタルの受け入れ容器がございます。そして、3階に移りますと、モルタルと水を混ぜる混練機がございます。

ご承知のように、モルタルと水を混ぜますと強度が出てまいります。このドラム缶は処
分上、一定の必要強度を要求されますので、この添加水流量計で、水の添加量を管理する
ことによって、所定のモルタル強度を出すという仕組みになってございます。3階の赤枠
の中は今回問題になった2台の流量計でございます。右には写真がございまして、A号機
B号機、いずれも電子計測式のものでございます。そして、混練機で混ぜましたモルタ
ルの流量を測る設備もM3階にございます。このモルタル流量計も同じく正と予備の2台
がございます。なお、ドラム缶は、最終的には作業者が蓋をいたしますけれども、その際
に中の状況を確認してございます。よって極端に固さが出ていないような状況はないこと
を確認したものになります。

そして、8ページ目をご覧ください。流量計の点検がなされていない中で、製作いたしま
した1,100本のドラム缶については、強度が確認できておりませんので、六ヶ所村へ
送るわけにはまいりません。そこで現在、島根原子力発電所の管理施設で保管、管理をし
てございます。定期的に表面の放射線の強さ、あるいは放射性物質で汚染していないか、
壊れていないか、そういったものを見ながら、適切な管理をしてございます。

続いて、10ページ目をご覧ください。当社は、ここに示します体制で、本件の調査を進
めてまいりました。特に外部第三者の関わりを重視し、3人の専門家の方、さらには外部
有識者といった方々にご検証いただきました。とりわけ3人の専門家の方には、今回事案
を起こした当該の社員に直接聞き取り調査を行っていただき、不正への組織的な関与がな
かったかを中心に調査していただきました。

12ページ目が今回の調査結果として判明した時系列でございます。

まずは、①番目、平成25年8月でございます。この流量計でございますが、当社は点
検頻度を、添加水流量計につきましては半年に1回、モルタル流量計につきましては1年
に1回と自主的に定めてございます。今回、点検を担当したのは、中国電力の社員で
ございます。本業務に従事した年数も多いベテランの社員でございました。その点検時期
が参りましたので、1台の添加水流量計と2台のモルタル流量計をメーカーの工場へ点検
に出しております。具体的には、メーカーの工場で水あるいはモルタルを流し、実際の流
量を確認します。こういった点検操作を、私どもは校正と申しております。その際、この
担当者は校正をメールでメーカー代理店に発注して、その後に正式な契約手続を行って
おりませんでした。なお、当社におきましては、契約は別の専門部所が行うことになって
おります。

続いて、②の平成25年9月でございます。この3台の流量計がメーカーから送り返されてまいりました。そのうちの2台でございますけれども、メーカーの判定は不調ということでございました。具体的に申し上げますと、添加水流量計については適正流量を外れますと流量がばらつく、モルタル流量計については流量ゼロの指示値がばらつくというものでございました。この時点で、当該担当者は不調の報告を社内にしてございません。

結果、③番目の平成26年1月、固型化設備の運転が始まるということで、不調の計器をそのまま取りつけております。そして、固型化設備が運転を始めてから平成26年5月までに、約1,100本のドラム缶が製作されてございます。

次が、⑤、⑥、2回の日本原燃の監査でございます。輸送前の監査は、受入れ先の日本原燃が島根原子力発電所にて行うという決まりがございます。昨年10月の1回目の監査で、当該担当者は実際には行っていなかった4回の点検記録を、データの改ざんにより作成してございます。その方法としては、過去適正に校正された記録をコピーして、日付を変えるといたものでございます。1回目の監査では、原本データの提示は求められませんでした。今年6月の2回目の監査の際、日本原燃から、原本データの提示が求められました。そこで今回の不正が判明したということでございます。

なお、6月30日の当社のプレス発表では、担当者が点検を失念し、その後データを改ざんしていたということのみをご説明しておりましたけれども、調査の結果、その後幾度も不正な行為を行っていたことが判明しております。なぜそれが判明した時点で、なぜ速やかに公表しなかったかというご指摘もいただいております。今後の運営に反映してまいりたいと思っております。

13ページ目をご覧ください。今、申しました事案の流れが、この表に記載されてございます。平成25年度から平成27年度にかけて、日本原燃の監査は2回でございます。また固型化設備の運転状況の中で、赤の三角形のところが、今回点検記録の改ざんが行われたポイントでございます。その間、先程申しました1,100本に及ぶ、品質が保証できない状態のドラム缶を製作するに至りました。

続いて、14ページ目をご覧ください。こういった事実を受けまして、当社は他の点検に問題はないかということ直ちに調査いたしました。この調査結果がこちらの表でございます。まずは類似機器の点検状況ということで、ここにEAM、統合型保全システムの略で、いわゆる点検の機械化システムでございますけれども、本事案はこの機械化がまだなされていない機器で起こっておりますので、EAM以外で管理している機器、315機器

を調査いたしました。結果、本事案の2機器のみに問題がございました。次に、当該担当者が行いました他の点検業務に不正や問題はなかったか、1, 377の記録を調査いたしましたが、同じく本事案の4記録以外には問題はございませんでした。

その次が、過去に搬出した充填固化体の確認でございます。点検記録は適正になされているか、保存されているか、点検そのものに問題がなかったか、ドラム缶8, 200本に及びますけれども、全ての記録について実績上問題は見当たりませんでした。そして、最後に他の社員が不正を行っていないかでございます。外部に関わる業務、371記録を調べましたけれども、こちらについても問題はございませんでした。

続いて、15ページ目をご覧ください。先程、ご説明したEAMの概要でございます。こちらは広く他産業でも用いられております、点検の自動化システムでございます。

16ページ目をご覧ください。当社は、先程申し上げております、平成22年の点検不備の対策として、このEAMを導入いたしました。中ほどに、5万9,391機器と記載がございます。現在、私どもの発電所で点検対象になる機器の総数でございます。そのうち既に、5万9,076の機器については、このEAMで管理されております。このシステムでございますけれども、担当者、メーカー等が複数入力して不正を防止し、さらに次の点検をお知らせして、点検漏れがないように管理する機能を持たせたものでございます。そして、EAMによる管理以外の機器が315機器でございます。このEAMの運用ですけれども、基本的には点検周期が一定で、なおかつ1年以上のものが既にEAMでの管理に移行されております。今回の機器は点検周期の関係上、EAMに入力されておりましたので、本来は点検計画実績管理表で管理する必要がございましたけれども、それがなされていないことがわかっております。

次に18ページ目で、原因分析、再発防止対策と続いてまいります。2度の不正事案を受けまして、なぜこのような問題が起きたのか、組織として未然に防止できなかったのか、あるいは、担当者はなぜ不正な行為を行ったのか、さらには業務管理、業務運営、意識面の問題を抽出してまいりました。

以下、19ページ目から再発防止対策が記載してございますけれども、全ての再発防止対策に既に着手してございますので、後程、別の資料でその進捗状況も踏まえてご説明をしたいと思います。

22ページ目からが、第三者の関与でございます。

23ページ目で、2つの会議体がございます。1つは原子力安全文化有識者会議、こち

らは平成22年の点検不備問題の再発防止対策として設置した委員会でございます。今年9月5日に本調査を検証いただいております。もう一つは企業倫理委員会、従前から社内でございます、同じく第三者委員会でございます、今年の8月に検証をいただいております。

続いて、25ページ目をご覧ください。3人の専門家の方による検証でございます。お二人の弁護士の方、コンプライアンス・リスク管理専門家の笹本雄司郎様、このお三方につきましては、先程申し上げましたとおり、直接、当該担当者の聞き取り調査も行っていただいております。特に、笹本様につきましては、再発防止対策の妥当性まで検証いただいております。いずれも委員会、あるいは第三者の方に、調査の内容・方法、さらには原因分析、また一部、再発防止対策まで検証いただきまして、妥当なものかと判断をいただいております。なお、いずれにしても2年近く不正が確認できなかったことは、組織上の大きな問題であるというご指摘をいただいております。

27ページ目からが、現状の再発防止対策の進捗状況でございます。まず問題点は、EAMで管理されていなかった機器が、今回の問題を起こしたということでございます。まだまだEAMの検証も必要でございますけれども、一定の効果があるということが、このたびの調査でも判定できたのではないかと考えております。今後、EAMの改善・向上に努めてまいる所存でございますけれども、まずは、EAMで管理していない機器の対策を進めてございます。今回の3機器については、EAMに代わる点検計画実績管理表を既に作成してございます。続いて、EAMで管理する機器とそれ以外の方法で管理する機器の明確化、その先にはEAMへの取り込み、EAMの改良という手順がございます。

下に実施状況をグラフで示しております。先程の3機器について、管理表の作成は、10月の下旬に終わっております。EAMでの管理の明確化、いわゆる管理の見える化でございますけれども、ご覧のように現在、鋭意進めているところでございます。③の改良でございますけれども、発電所構内には、このたびの福島事故以降の新規制基準に対応する、新しい安全施設も数多く導入してございます。そういったものの管理方法も含め、改良作業を今後進めていく予定にしております。

28ページ目でございます。本来は固型化設備の稼働前に必要な機器の点検・校正が終了していることを確認する必要があるございましたけれども、手順書上、明確になっておりませんでした。対策として、まずは手順の明確化、いわゆるホールドポイントを設定し他設備への水平展開も現在行ってございます。ご覧のようなグラフのとおり、既に、当該設備

の対策は終わってございます。

続いて、29ページ目でございます。今回結果として、日本原燃の監査に合わせて種々の記録が作成されてございます。本来は都度作成すべきでございますので、そういったところの取り決め、記録の点検の有効期限を明記するように手順書の見直しを行っております。こちらについても、あわせて他設備への水平展開を図ってございまして、既に当該設備については10月9日に対応が終了してございます。

次が、30ページ目、管理者が業務管理を適切に行っていなかったという問題点に対する対策でございます。管理者の責務に関する教育、研修を進めてまいります。これまで、進捗管理、業務管理、コミュニケーションといったものが欠けていたことは否めません。そのあたりの研修を再度進めてございます。また、管理者の責務に係る自己評価を定期的に点検してまいります。

また監査体制の改善ですが、特に今回の日本原燃の監査にはベテランということもございまして、当事者のみ出席をしておりました。監査へのライン管理者の同席を含め、体制を改善してまいります。④、内部牽制の強化でございます。管理方法の改善ということで、特に国や自治体へ提出するような重要な報告書のチェックを強化してまいります。

現在の進捗状況をご覧ください。管理者の教育は計4回、本社も含め、既に11月11日に終了しております。現在は自己評価、さらには監査体制の改善も既に終了しておりますけれども、内部牽制の強化、その手法も含めて、今後対応を進めてまいります。

31ページ目がコンプライアンス、あるいは報告する文化、常に問いかける姿勢の改善でございます。過去2度の不正を踏まえまして、コンプライアンス業務運営、こういったものを最重要課題と位置づけて改善を進めてまいりました。その改善状況につきましては、定期的に社員にアンケートを行っており、その結果によれば一定の効果も確認されております。ただ、1人の社員にその意識が欠けていたのが今回の事案でございます。地域の皆様に対し、一人一人が約束を果たし続ける意識が最重要と認識いたしまして、更なる向上策を進めてまいります。中段左側のこれまでの対策についても一層の取り組みを進めてまいります。下のグラフをご覧ください。本事案の事例研修は、各職場で既に終了しております。コンプライアンスの行動基準、こちらも再度全員で確認をして、実践に移してまいります。お客様視点の価値観について、技術系の職場でございますので、なかなか外部の方のご意見、ご意向などを伺う機会がございません。どんどん外へも出ていこうということで、見学会の同行、定例訪問を実施しており、実は今日のこの委員会も傍聴

させていただいているところでございます。

適切な発注業務と受注側へのお願いでございます。今回の事案では、メーカーの代理店の方から、当該担当者に再三請求がされておりました。一言、上司へも請求していただければ、また違う局面も考えられます。改めて、適正な発注の徹底、さらには請負側の方にも再度これまでの経緯も含めて、お願いをしているところでございます。

32ページ目は、今申し上げましたような研修の風景を参考に記載をいたしております。

最後に、33ページ目でございます。改めて原子力発電所の運営は、地域・社会からの信頼あってこそという私どもの原点と言うべき基本的な考え方を、一人一人の社員にまで深く浸透、定着させるため、仮称でございますけれども、原子力部門人材育成プログラムの策定を現在検討してございます。

以上、私からのご説明でございました。ありがとうございます。

○岸川部長 では、原子力規制事務所さん、お願いします。

○竹原所長 島根原子力規制事務所の竹原でございます。本日はよろしくお願いいいたします。

本日は、島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正不備について、原子力規制庁として、保安規定違反と判断した理由、またその意味、本件についてこれまで確認してきた事実、さらには今後の対応について、短い時間ではございますのが、お話をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

まず、本題に入る前に、規制事務所として一言申し上げさせていただきます。

今回、6月26日に判明した本件、校正不備につきましては、事務所といたしましても非常に残念なことであったと考えております。平成22年の点検不備問題では、保安管理に重大な欠陥があるとして、特別な保安検査を実施し、中国電力の示した再発防止対策等の取り組みが定着していると評価した上で、通常の体制に移行したのが2年前でございました。その後、発生した今回の事案でございます。校正不備の問題が、前回と同じものではないとしても、今回また保安規定違反でございます。規制事務所としても、改めて厳格に指導してまいりたいと考えております。

さて本題でございますが、資料3部、ご用意させていただきました。1つに綴ってございますが、それぞれ今回の案件部分を抜粋して提示させていただきました。今回の保安規定違反の内容でございますが、資料2-1、めくってもらいまして、保安検査実施状況の2ページ目の下段のところでございます。一番下の行の文章と、さらに次のページ、41

ページと打ってございますが、中段以降に、中国電力の関係を記載してございます。そのあたりを参考にしながら、聞いていただけたらと存じます。

まず、経緯でございます。

平成27年6月26日、3つの計量計の点検が行われていなかったことが判明した旨、報告がございました。保安規定に基づくと、半年あるいは1年に1回校正を実施することとなっておりますが、担当者が校正を失念した上、過去の記録の写しを用いて、校正を実施したかのように記録を作成していたことを確認してございます。俗に言う、捏造と言われるものでございます。その捏造されていた記録を、中国電力は約2年の間、組織として検出、見つけ出すことができなかつたという状況でございます。つまり、業務の管理が適切に行われていなかったということから、我々規制庁、規制委員会としては、保安規定第3条（品質保証計画）業務の管理というのがございまして、その履行が十分でなかつたとして、保安規定違反と判断いたしました。一方で、違反のレベルでございます。今回の計器については、原子力安全に及ぼす影響は軽微と判断してございます。保安規定違反の基準のうち、監視と判定いたしました。監視とは何かと申し上げますと、今後、我々規制事務所が保安検査等を通じて、事業者の行う改善措置の実施状況を継続的に監視していくということになったものでございます。実は、この「軽微」という言葉が新聞でよく書かれてございます。本件は、保安規定違反でございます。決して、軽微な案件ではなくて、重大な問題でございます。報告書の「軽微」という言葉は、あくまで保安規定違反のレベルを判定するために使用されるものでございますので、ご理解をいただけたらと存じます。なお、問題であります捏造の部分でございますが、個人の実施したことで、組織的な問題として保安規定違反というような形では、今回、報告書には上げてございませぬ。規制委員会も、これは非常に重大な問題であると認識はしております。中国電力がこれまで実施してきておりました安全文化醸成活動について、我々は更に充実するように確認していくこととしてございます。

続いて、事実関係の確認でございますが、資料2-2、その次のページをめくっていただいて、さらにもう1枚、2枚めくって、ページ32と下に打ってございます。資料2-2のページ32の検査結果、中段上あたりに検査結果というのがございます。その6行目で記載させていただいております。規制事務所としては、9月11日までに実施した、今年度の第2回の保安検査により、他の同様な計器、先程中国電力の方の資料にもございました315機器について、業務の管理が適正に行われていない計器はなかつた、現時点

におきましてはですね、なかったということを確認してございます。

続いて、今後の対応でございますが、電力会社が実施する再発防止対策、先程示していただいたものですが、それを含めて日々の保安調査並びに保安検査を通じて確認してまいります予定でございます。12月には第3回の保安検査を実施する予定でございますので、その時点である程度の進捗状況の確認ができるかと思っております。結果につきましては、ホームページ等で公開していく予定ではございますが、本件は体制の監視でございますので、それで終わりというわけではございません。引き続き、体制を確認していくという形になってございます。

私からの説明は以上でございます。

○岸川部長 それでは、島根県お願いします。

○奈良課長 島根県原子力安全対策課長の奈良でございます。

それでは、私からは中国電力の低レベル放射性廃棄物の不適切処理に係る県の対応につきましてご報告させていただきます。

資料は3-1をご覧ください。まず、事案の経過でございます。6月30日に中国電力が本事案を発表したその日のうちに、県、松江市で第1回目の立入調査を実施しました。また、7月3日には、県議会総務委員会でその状況を説明いたしました。その後、7月15日に知事が原子力規制委員会に出向きまして要請を行っております。要請の内容は、中国電力の調査等を厳格に確認すること、それと徹底した指導・監督を行うことなどです。

次に、8月5日に規制委員会が本事案を保安規定違反（監視）と判定したことを受けまして、8月6日に第2回目の立入調査を実施しました。8月26日はその旨を県議会総務委員会で状況を報告しております。

その後、9月11日に中国電力から調査報告書の提出を受けまして、その際に知事が中国電力へ申し入れを行っております。申し入れの内容といたしましては、規制委の指導監督の下、再発防止策に取り組むこと、また、県民や関係自治体に分かり易く説明する方法を検討することを要請しております。また、同日、原子力規制庁へも要請を行っております。中国電力へ徹底した指導、監督を行うこと、再発防止策の確認状況の自治体等への説明を行うことを要請しております。この旨、9月16日に開催されました、県議会総務委員会に報告しております。さらに、この報告書の提出を受けまして、9月17日に第3回目の立入調査を実施しております。10月7日には県議会総務委員会で、本日と同様に中国電力から調査報告書の内容、それから島根規制事務所から対応状況を説明いただいております。

ります。

次に、これまで3回行いました立入調査の状況でございます。この立入調査は、島根県と松江市、中国電力の3者で結んでおります、いわゆる安全協定に基づくものでございまして、発電所周辺の安全を確保する必要がある場合に行うことができることとなっております。今回の立入調査は、まず、この事案に伴う放射線等の周辺環境への影響の有無を確認すること、それから、中国電力の調査報告書の内容などにつきまして、現場において実際の機器あるいは書類、それから職場環境などによって、事実関係を確認することを目的として実施しております。

その結果でございますが、事案の発生を受けて行いました、第1回目の調査では、本事案により周辺環境への影響はないことを確認したほか、事案の発生状況や問題となった添加水流量計や低レベル放射性廃棄物の保管状況を確認したところでございます。それから、第2回目、規制委の判定を受けて行いました、第2回目の調査では、中国電力が行う調査の手順あるいは体制、外部第三者の関与状況等の調査状況を確認しました。それから、報告書の提出を受けて行いました、9月17日の第3回目の調査では、調査報告書に記載された事実関係や原因の分析の結果、あるいは再発防止策の検討状況を確認したところでございます。

次に、今後の対応でございます。経過にも書いておりますけれども、この事案につきましては、その都度、県議会総務委員会へ報告させていただいておりますが、本日の安全対策協議会あるいは顧問会議でいただきました意見等につきましては、議会へ報告していくこととしております。また、中国電力が行う再発防止策の進捗状況や規制委の保安検査の状況に応じまして、引き続き聞き取りや立入調査を実施しまして、申し入れ等の対応を行うこととしております。

私からは以上でございます。

○岸川部長 ありがとうございます。

それでは、中国電力、それから原子力規制委員会、島根県の3者から説明がございました。これらの内容につきまして、まず委員の方々からの質疑をお受けしたいと思います。

ご質問、あるいはご意見等ある委員の方は、挙手をお願いいたします。

A委員、どうぞ。

○A委員 Aでございます。

今回、説明を受けましたが、中国電力がまた、またこうやってやってしまったかという

非常に残念な思いでいっぱいであります。このことは、中国電力自身の経営陣も含めた体質、あるいはおごりがあるんじゃないかということを描きしなければいけないことだというふうに思います。今回の件は、決して担当者個人だけの問題ではありません。中国電力が電気事業者として、その姿勢が大きく問われる案件だというふうに厳しく指摘をしたいと思ひます。

それで、私がお願いといひますか、一番申し上げたいのは、今回の件を機に、住民や、あるいは自治体による監視体制を、あるいはチェック体制を強化していくことが必要だというふうに思ひます。かねてから、30キロ圏内の出雲市を初め、市長さん方から立地自治体と同等の安全協定の締結を求められていますが、いまだにそれに応じられていないという事実があります。地域住民との信頼をどう構築していくのか、あるいは地域との共生ということ中国電力も再三おっしゃっていますが、そうであるならば、私はこの安全協定を締結してほしいという要求に直ちに答える必要が、私はあると思ひます。30キロ圏内の自治体は、いわば原発が立地している自治体と同等のリスクを負わされていて、一方で避難計画の策定あるいは避難訓練等に日々頭を悩ませています。リスクを受けるのは同じであると思ひます。しかしながら、中国電力に対する、立地自治体、松江市と同等の権限は得られていないというのが実態だと思ひますので、チェック体制、監視体制の強化をするという点で、安全協定の締結をぜひ決断していただきたいということ中国電力に申し上げたいと思ひます。以上です。

○岸川部長 手が挙がりましたので、何人かご質問させていただいて、それで少しまとめてご答弁いただきたいと思ひます。

B委員、どうぞ。

○B委員 Bと申します。

中電、中国電力から地域に対し、一人一人が約束を果たし続ける意識とか、外の方の意見を伺う機会が少ないというふうなお話がありました。それも踏まえまして、ぜひ住民説明会を各地で開いていただきたいということ要望したいと思ひます。私たちは、今日いろいろ説明を受けまして、大量の廃棄物のドラム缶の写真を見たり、六ヶ所村で運ばれた廃棄物の写真を見たり、そういう機会を得たわけですが、これを多くの県民がやはり知らなければならないし、県民自身が考えなければならないということだと思ひます。

それから、今説明がありました中国電力のコンプライアンスの問題は、一般企業から見てどうなのかということですよ。一般常識として、本当にあってはならないことだとい

うことだと思えます。これも、赤裸々な市民の声、県民の声を直に聞いていただいて、本当にどういふふうに立て直していくのかということを考えていただきたいと思えます。

また、原子力を扱うということです。放射能というものが、一旦外に漏れて出てしまつたらどんなことになるのか、もうそれは福島原発の事故を見て私たちは知っているわけです。そういう大変恐ろしい放射能、そして、多くの福島の母親たちは、子供たちの将来に、健康にどんな影響があるだろうかと、本当に日々心配している、ここから長期にわたって心配し続けなければならない、そういう原子力を扱う企業として許されることだろうかと、いうことを本当に思えます。

ですので、平成22年の事案のときにも、各地で、松江市内でも数カ所で説明会を行われましたし、結構大きな会場でも説明会をされました。それと同等なものはもちろんやっていたかなければならないと思えますし、先程A委員からもありましたように、30キロ圏内の市では同じように説明会を設けていただきたいと思えます。そういうことを重ねていかなければ、やはり私たち県民は、安心して原発の稼働をしていただくことは決してできないということを言いたいと思えます。

また、この安対協ですけれども、2年ぶりの開催ということで、私、委員として、県民の皆さんにその辺も申し訳ないなというふうに思うわけです。協議会の規定では、定例会は年1回というふうになっておりますが、これに違反することになるのでしょうか。その辺も検討していただきたいと思えます。以上です。

○岸川部長 ありがとうございます。

限られた時間の中で、できるだけ多くの方にご発言いただければと思えますので、現時点で発言をしたいという委員さんにおかれては、挙手をお願いできればと思えます。

C委員が1人、他の委員さん、いかがでございましょうか。

ひとまず、では、C委員、お願いいたします。

○C委員 Cでございませう。

今、中国電力から再発防止対策、いろいろ聞きましたね。私は事実として、中電自身が猛省しなきゃならないことがあると思うんです。それは何かといえば、例えば岡山県の土用ダムのデータの改ざんがあったと。これは、2006年に土用ダムのデータ改ざんがわかつたわけですね。じゃあ、このときどうだったのかというと、1998年からのデータ改ざんで、7年間、データの改ざんが放置されていたわけですね、経過的に。だから、土用ダムのデータ改ざんは7年間明らかにならなかつた。そのときに、中電が何て言ったの

かといったら、不正をしない意識、正す姿勢、不正をさせない組織、業務運営、隠さない企業づくり、これを再発防止だと言ったわけですね。じゃあ、次どうだったかと、5年前の点検漏れのときはどうだったかと。511カ所の点検漏れがあって、このときはメーカーから点検期間が過ぎてると、大幅に超過してるというメーカーからの指摘があって、これは明るみに出たわけですよ。このときも1年間公表せずに、511カ所の点検漏れがあって運転続けてたわけですよ。そこでまた、再発防止対策ということをやったわけですよ。そして今回、また不正事案があった、偽造があった。これも約2年間放置されていた。そして今再発防止対策ということで、また同じような再発防止対策を述べられたわけですよ。

私はね、この点は、本当に中国電力自身考えてほしいのは、1人の職員の問題じゃないんですよ。これ会社の問題なんですよ。だから、私は経営陣にお願いしたいのは、安全神話を、原発は危ないもんだと、こういう立場に立って、安全神話をきちっと一掃すると。そして、原子力の危険性というのは、社として正直に語っていくと。そして、3つ目に情報公開の徹底と県民に対する説明責任をきちっと果たす。それは説明会の開催だと思います。こここのところはきちっとやってもらいたいと思います。

もう1点言いたいのは、今、新規制基準適合性確認審査会合、この中で活断層の問題になってますね。県民の間からは、活断層のデータももしかして改ざんしてるんじゃないか、きちっとしたものを出してないんじゃないか、こういう疑義の声が上がってるわけですよ。これはご存知だと思いますが、中電さんは、文部科学省と内閣府と国交省の3者が、日本海における大規模地震の検討報告書を出したと。その中で、F55断層、F56断層、F57断層、新たな新知見が出てきたわけですね。このF55断層というのは、鳥取沖の東部断層、西部断層、おおむね一致してます。

私はここでね、中電さんに言いたいのは、ことしの5月の規制委員会の審査会合で、鳥取沖西部断層というのは33キロだというふうに、原子炉規制委員会に主張されていたんですよ。それが9月のヒアリングで、いや、33キロではなくて約40キロですということ、4カ月後に認めているわけですよ。この一つ見ても、本当に活断層の調査が正確なのかどうなのか、私はこの点非常に疑問に思います。原発の耐震安全性にとって一番大事なものは、基準地震動の評価ですから、この点できちっとデータを、あるべきデータはきちっと出す。そして、原子力規制委員会の方も、きちっと宍道断層やこれらF55断層との連関性、または山陰地方のひずみの問題、こういう点をきちっと厳格なる審査をしていただかないと、私は困るということをお願いしたいと思います。以上です。

○岸川部長 ありがとうございます。

当面、他の委員さん、ございませんでしょうか。

そういたしますと、中国電力さんの方から、お答えをお願いします。

○古林本部長 島根原子力本部長の古林でございます。

各委員から多くのご質問をいただいております。まずA委員から、周辺自治体と立地自治体同等の協定を締結すべきではないかというご趣旨のご質問でございます。現在、当社は立地自治体でございます島根県、松江市と協定を締結させていただいております。同時に、周辺の鳥取県を含め、6自治体がございますけれども、島根県内で言いますと、出雲市とは立地自治体同等ではございませんけれども、一部変更のある協定を既に締結させていただいております。圏内の周辺3自治体の皆様方からも既に、二度にわたりまして、立地自治体並みに協定を締結するように申し入れをいただいたところでございますけれども、依然、全国的にさまざまな議論が続けられておるところでございます。当社からは、引き続きの協議をお願いしておるところでございます。しかしながら、協定を結んでおりません2自治体に対しても、立地自治体と同様の対応を現在させていただいております。

それから複数の方から、各地で説明会を開催すべきではないかというご指摘を賜りました。現状につきましては、本日も公開の場でご説明させていただいたところでございますけれども、当社が報告書をお出ししたときに、県知事からも、県民の皆様に分かり易く説明をというご要請を賜っております。当社ホームページの活用、あるいは新聞へのチラシの折り込みという形で、30km圏に25万部の資料を配布させていただいております。それから、これまでも各自治体が開催されます安全対策協議会、原子力特別委員会、総務委員会、あるいは県議会の中でも、さまざま説明をさせていただいたところでございます。現在、再発防止対策を実施しているところでございますけれども、さまざまな場を通じて、継続してご説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、新規制基準適合性確認審査に係り、特に断層に係るデータについてご指摘をいただきました。これまで規制委員会の現地調査が、プラントが1回、それから地質関係が2回行われております。さらには、規制委員会による審査会合も通算67回実施されております。全て公開の場で開催され、当社は国の審査に対しまして真摯に対応させていただいているところでございます。当社がこれまで調査し、地質に関しましても、ボーリングあるいは音波探査等、さまざまな新しい機器を用いての調査を実施しております。その

調査結果を踏まえて、真摯に国にご説明をさせていただいてきた結果だと、ご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○岸川部長 それでは、安対協の開催について、県の方からお願いします。

○奈良課長 安全対策協議会の関係でございますが、今回、約2年ぶりの開催ということになります。この間、2号機の新規制基準適合性確認審査が進められておりまして、審査終了の見通しはまだ立っておりませんし、1号機は本年4月に営業運転終了となりましたけれども、原子炉の廃止措置に係る事前了解願が提出されていないということから、開催はしておりませんでした。

このたびは、低レベル放射性廃棄物モルタル充填に用いる流量計問題が明らかになったこと、8月5日に原子力規制委員会で保安規定違反（監視）の判定が出たこと、9月11日に中国電力からの調査報告書が出たということがありましたので、これらの状況について、県民の方々に対して分かり易くお知らせすることが大切と考えまして、一般の方が参加可能な形でこの安対協を開催させていただいております。確かに、規定の中に年1回ということが書いてございますので、ここでの開催理由を踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

○岸川部長 他にございますでしょうか。

Bさん、どうぞ。

○B委員 安対協についてですけど、定例会は年1回ってというのは開かなくてもいいんですか。何か議論、特別な事象が起きたときのみというふうな印象を受けますけれども、どうでしょうか。

○奈良課長 元々は、規定に書いてございますように、放射線監視等の調査結果の把握と、その周知方法についての協議をするというのが目的でございますが、年1回開催しておりましたけれども、最近、この目的が変わってきて、県民の意見を聞く場というところがございまして、本来ならば開催しないといけないということになっておりますので、その点を踏まえまして、また検討させていただきたいということでございます。

○B委員 私はやはりきちんと開かないといけないと思いますね。周りのそういう県民や市民の目があるということ、中国電力さんにも意識していただかなければならないし、県民としても原子力発電所があるということは大変重たいことであるし、私たちの身に危険が常にあると言ってもいいようなものだということ、やっぱり常に意識しないと、そ

れはいけないことだと思しますので、その辺は意識してきちんとした開催はしていかなければならないというふうに思います。以上です。

○岸川部長 ありがとうございます。貴重なご意見、真摯に受け止めまして、ただ定例的な開催案件等につきましては、審査状況の報告も含めて、三、四カ月に1度程度、委員の皆さん方には情報提供させていただいております、その点をご理解いただきたいと思っております。ただ開催ということについては、ご意見もございました。今後真摯に検討してまいりたいと、こういうふうに思っております。ありがとうございます。

そのほか、委員の方からございますでしょうか。

もし、無いようでしたら、これからは一般参加の方も交えて質疑を行いたいと思っております。多くの方にご発言をいただきたいと思っておりますので、ご質問につきましては要旨を簡潔に述べていただきまして、お一人様1問ということをお願いできればと思っております。

ご質問、ご意見等のある方は、挙手をお願いできればと思っております。

一般の方、どうぞ。お名前を最初に言っていただければと思っております。よろしくお願ひします。

○D氏 Dと申します。

活断層について、先程中国電力からのご回答がありましたが、今年の5月の時点で、鳥取沖西部断層は精査の結果37キロだったのを33キロに変更いたしますと言われました。私は、精査の結果37から33になったという理由がわかりましたが、今度は40キロメートルという評価をされたのは、これ国が言ったからそうされたのか、その根拠を示していただきたい。

そして、関連して、国の3省庁合同の検討委員会は、去年の8月ごろにこの報告書を作成しているわけですが、中国電力がこのことを認識されたのはいつの時期でしたでしょうか。以上です。

○古林本部長 島根原子力本部長の古林でございます。

活断層評価についてのご指摘を賜りました。鳥取沖西部の断層につきましては、これまでもさまざま調査を進め、37kmに延伸した評価で申請して、説明しておりました。更に調査した結果、33kmが妥当であるという審査会合での当社の説明に対しまして、国のご了解をいただけたというところですが、断層の長さについての精査結果は、新しい計測結果により評価が変動しているということでございます。我々も海域活断層を評価する上で、最新の計測器、音波探査の測定装置を用いまして、従来の評価結果を新しいデータ

へ見直しをしているということでございます。

○岸川部長 あと国の調査、昨年8月に出た調査をいつ認識されたかという、ご質問があったかと思いますが。

○北野所長 島根原子力発電所の北野でございます。

国交省や文科省の調査の結果につきましては公表されておりますので、その段階で承知しております。今後、規制庁の審査の中で、当社のデータを含めて審査されるものと認識してございます。当然そのことも含めた知見として、全体を海域断層として、今後審査会合が行われると認識してございます。以上です。

○岸川部長 ありがとうございます。

そのほか、一般のご参加の方、いかがでしょうか。

○E委員 すみません。無いようなら、1点よろしいですか。

○岸川部長 では、E委員。

○E委員 すみません。Eでございます。

中国電力さんに、今回、ご報告をいただいたわけなんですけど、印象として、この当該社員の方の個人の判断で不正が起きてしまった、企業としてはその不正は見抜けなかったっていう説明だったという印象を僕は受けています。本当は、個人のそういうミスに対して、それをもちろんミスをさせない環境を整えること、これは大事だと思います。でも、それはこれまで点検不備であったり、いろんなときに同じようにコンプライアンスをしっかりとやっていくっていうお話をなさっておられました。

これからぜひ、私取り組んでいただきたいと思うのは、結局人間が関わっていることなので、ミスが起きる可能性を100%排除するというのは難しいと思っています。どうやったらミスしたことを素直に認められる、そういう社風を作っていただけるか。だから、この方が発注ミスをしたときに、そもそも、すみません、発注ミスをしましたと言える、社内の環境というものが整えられているかどうか、その点をきっちり検証して我々にお示しいただいた方がいいのではないか、そのように感じておりますし、ぜひそういう社風の中で、一人一人の社員の皆さんが自ずとそうミスを犯したときに言える、そして、きっちり正しい対処ができる、危機管理ができる、そういう社風を作っていただきたいということを改めてお願いをしたいと思います。

○古林本部長 貴重なご意見をありがとうございました。これまでの本人の言を借りますと、職場の雰囲気自体は言いやすい雰囲気であったということをおっしゃっています。残念な

がら今回はそういったことを言うことによって自分の評価が下がるのではないかということで、その後も何度かチャンスはあったと考えますけれども、本人の発言が出てこなかったということでございます。

平成22年の点検不備から、不適合管理制度いうものを設けておりまして、本人もそれには何度か自分で不適合事象を報告しておりますけれども、今回はできなかったということでございます。

この不適合管理制度は、本人に責を負わせないという制度で、年間、不適合に該当しないものを含めまして1,000件前後の事象が出てくるわけですが、こういった環境や、本人が言い出しやすい職場の雰囲気をついていかなければならないという認識のもとに、現在、いろんな教育を進めているところでございます。以上でございます。

○岸川部長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

では、F委員。

○F委員 Fでございます。

議会で意見を申し上げる場がございますので、あえて発言をしませんでしたが、中国電力さんに一つどうしても言っておかなければならないのは、社会的な責任を最終的にどうつけられるのかということでございます。やはり組織的な関与が無かったと結論づけても、それは社内ではそうであっても、対外的にこの問題に対する会社としてのけじめをきちんとつけられないと、やはり私たちは納得できないと思います。これが1つです。

もう一つは、住民説明会云々の話をたくさんされますけれども、住民説明会というのは松江市でおやりになるのは結構ですよ、松江市は行政として立地に賛成をしておられますから。出雲市、雲南、あるいは安来、境港という、この30キロ圏といわれる自治体は、原発の立地そのものに賛成も反対もしておりません。そういう中で、30キロ圏であるから急に避難計画を作れ、あるいは、避難訓練をしろ、そういうふうに言われて、行政としてはやっておられます。だけど、住民は原発の立地そのものに対する是非を表明はしておりません。だから、私は県議会議員としては十分そういうことに対しては理解はしておりますし、行政として決められれば、国から求められれば、それに対応しなければならないということは十分理解はしますけれども、一住民としての意見を言わせていただければ、なぜ是非を表明していないのに、立地そのものに賛成していないのに、ある日突然、原発があるから避難訓練をしなさい、あるいは、避難をするのに他県の地域あるいは市外の地

域へ、避難が必要だからそういうことに備えなさいと言われても、あっ、そうですかとは言いにくい。しかも、原発の問題に対して住民説明会をするから出てこいと言われても、それは迷惑だと。そういうふうに答えざるを得ないんですね。ですから、県民として、県知事さんを中心にして今は立地自治体とそれを取り巻く全部を含めて、県知事さんというものに我々は一元的に、県議会と県知事さんに全部ひっくるめて是非を判断していただいておりますので、これは周辺自治体、現状では周辺自治体というよりもむしろ、県がもう少し、イニシアチブをとって、住民の広聴の場、あるいは、こうした安対協等の場をもう少し丁寧におやりになるべきだろうと。周辺自治体でやれって言われても、やはりそれは今の状況では少し不適切なのではないかと思えます。

○古林本部長 中国電力の古林でございます。

会社としてのけじめをどうつけるのかというご指摘を賜りました。これまで、さまざまな調査を続けておりまして、個人の責任もさることながら、会社として問題を抽出できなかったことを大変重く受け止めております。既に、地域の皆様に大変ご心配をおかけしたということで、関係役員が給与を自主的に返上しておりますけれども、今、策定した再発防止対策を厳格に実施し、今後の保安検査やその後の対応を含めて地域の皆様にご説明していこうと考えております。さらに、こういった安全文化の向上を図ることが大事であると考えているところでございます。以上です。

○岸川部長 ありがとうございます。

そういたしますと、次の議題に移らせていただきまして、また最後のところで、ご質問を受けたいと思います。

次の議題でございますけれども、島根原発1号機の廃止の関係の経過と、それに係る県の対応についてご説明をしたいと思えます。

では、県からお願いをいたします。

○奈良課長 それでは、続きまして、島根原発1号機の廃止に伴う措置についてご説明いたします。

資料は3-2をご覧ください。

まず、経緯でございますけれども、島根原発1号機につきましては、4月30日をもって運転終了となりまして、中国電力は今後、原子炉等規制法に基づきまして、廃止措置計画を作成しまして、原子力規制委員会に認可申請し、規制委による審査、認可後に廃止措置に着手することになっております。

次に、その廃止措置の概要と手続についてでございます。資料3-2の図の中ほど、廃止措置の概要をご覧ください。廃止措置の主な事項は、使用済核燃料の管理・譲渡し、それから、系統除染、安全貯蔵、解体撤去などがございます。使用済核燃料の管理・譲渡しとは、最終的な搬出先であります再処理事業者などへ使用済核燃料を引き渡すことでございます。系統除染とは、施設の配管や容器内に残存する放射性物質を化学薬品等を使って除去することでございます。安全貯蔵とは、適切な管理を行いつつ、施設内の残存放射能の時間的な減衰、時間をたって減衰していくことを待つことでございます。解体撤去とは、施設、建屋内の配管や容器などを解体しまして、最終的には施設の建屋を解体しまして、廃棄物の処分まで行うこととなっております。これらの廃止措置は必ずしも上の方から順番に行うのではございませんでして、同時並行的に行う部分もございます。使用済核燃料の譲渡しを含めまして、これらを全て完了して、廃止措置は終了になるということになっております。

次に、廃止措置計画でございます。廃止措置計画には、解体の方法、使用済核燃料の管理や譲渡し、解体に伴う発生する放射性廃棄物の処理等について記載することになっております。

また、計画の変更についても規定されております。廃止措置は、数十年の長い期間を要することから、当初の計画では全体期間の基本方針と当面実施する措置の詳細な内容の記載で足りるとされております。その上で、長い廃止期間中には、工程などの具体化や見直し、さらには新しい知見への対応が行えることから、計画を変更しようとする場合、その都度、原子力規制委員会への変更認可申請が必要ということになっております。

次に、裏面でございます。島根原発1号機に係る廃止措置計画の事前了解の手続でございます。表の上の方でございますが、安全協定に基づき、中国電力から認可申請に先立ちまして、県、松江市へ事前了解願が提出されることとなっております。その場合には、県、県議会、県の安全対策協議会、安対協に対しまして、中国電力から廃止措置計画の内容を説明していただくこととしております。その後、中国電力が廃止措置計画を原子力規制委員会に申請することについて了解し、その後、中国電力が申請を行い、原子力規制委員会が審査を終了した後、審査内容について県や松江市、周辺自治体が説明を受け、県議会を初め、県安対協、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体などの意見を聞き、総合的に判断して最終的な回答を行うと、いわゆる2段階の了解の手続をとっていくこととしております。

また、先程もご説明しましたが、廃止措置は長い期間を要し、その期間中には工程などの具体化や見直しなどが行われ、計画の変更が必要となつてまいります。計画を変更する場合、その都度、原子力規制委員会へ変更認可申請をすることになっております。

県としましては、当初申請で明らかにされていなかった工程の具体化などの重要な計画変更についても、同様に事前了解の対象とする考えでございます。また、この事前了解に関する回答に当たっては、安全協定に係る覚書に基づきまして、周辺自治体からの意見等を聞くこととしております。以上でございます。

○岸川部長 それでは、質疑に移りたいのでありますが、ちょうど予定している時間となっております。この案件についての質疑、それから、全体を通しての質疑の枠ということで、あと10分程度、もしよろしければ延長させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、その時間の中で、質疑をお願いしたいと思います。

ではまず、今の1号機の廃炉の関係につきまして、委員の皆様方からご質疑があればお受けいたしたいと思っております。挙手をお願いいたします。

G委員。

○G委員 Gです。

先程の説明の中で、裏面2ページの方のフローといいますか、見てますと、口頭では、松江市、それから周辺云々という話がありましたが、ここには記載されていない立地自治体である松江市と周辺自治体、我々へどこでどういう形、設定とか、もうちょっと具体的にしっかりと説明願えませんか。

○奈良課長 まず、安全協定6条に基づく事前了解願いが提出されますと、この内容につきまして、中国電力から周辺自治体も含めてご説明をいただきたいと考えております。その後、県としまして、申請を了解する際には、安全協定に係る覚書に基づきまして、周辺自治体から意見等を聞くということになっております。ですから、周辺自治体様から意見を聞き、その上で、中国電力に対し事前了解をいたしまして、中国電力が申請を行うということになります。その後、原子力規制委員会の方で審査が終了した後に、審査内容について周辺自治体に対しまして規制委の方から説明を受けまして、その後、意見を聞くということになります。県議会をはじめ、安対協、安全顧問、周辺自治体の意見を聞くと、これが覚書に基づく意見を聞くということになります。その上で、総合的に判断して最終的な回答を行うということになります。従いまして、意見を聞くというのは、申請に関する事前了

解のときに周辺市の意見を聞くということと、規制委の審査が終了した後、総合的に判断する前に周辺市の意見を聞くということになっております。

○岸川部長 少し補足させていただきますと、今、安全協定に基づく覚書と説明をいたしました。そのことにつきましては、資料のフローの中には落としていませんが、枠外に注意事項ということで、下に四角で囲っておりますが、その2段落目、事前了解に関する回答に当たっては、県が事前了解に対して回答するときには安全協定に基づく覚書、島根県と鳥取まで含めた周辺自治体と覚書を結んで、県が事前了解をするときや重要な判断するときには、周辺のご意見をお聞きしますという覚書がございますので、それをここでも適用していくという旨を記載されております。フローに落としていないことは不十分で申し訳なかったですが、ご説明の主旨としてはそういうことでございますので、周辺自治体様のご意見、しっかり聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

一般の方も含めていかがでしょうか。よろしゅうございますか。

そうしますと、議題に対する説明と質疑はこれで終了ということにさせていただきますと思います。

なお、資料の一番最後に、質問用紙というものを1枚つけさせていただきます。本日、この場でご質問、ご意見されなかった委員の方におかれましては、一般の方も含めてですが、お帰りになって、その後、何かお気づきの点ございましたら、この用紙を我々に提出していただければ、対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、知事の方からご挨拶を申し上げます。

○溝口会長 委員の皆様を初め、多くの方々にご参加を長時間いただきまして、まことにありがとうございます。

この場で出ました委員の皆様などのご意見をよく踏まえまして、県として必要な対応をとっていきたいと思いきいますし、規制委員会に対しましてもこの中電の不適切事案に対する対応につきましても、よく説明をしていただき、この問題が中国電力において解決していくように努力をしてまいりたいと考えております。

時間が参りましたので、これにて終了いたしますけれども、ご参加まことにありがとうございます。

○岸川部長 では、これで会議を終了いたします。どうもありがとうございました。